

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

改正商法（The Commercial Law）が2005年12月に国会を通過、2006年1月1日から施行されている。同法は、①国内商業（物品の売買と各種サービスの提供）、②貿易（輸出入）、③外国企業のベトナムにおけるあり方（駐在員事務所、支店）とその許容される事業・活動、④販促のための展示・展覧会、見本市、販促行事の推進、⑤物品加工の委託と受託（含む外国との間の委受託）、⑥物流関連、⑦物品の賃貸・借用などの分野をカバーしている。

輸出入に関する許認可権限は基本的には商工省が所管している。CITES（ワシントン条約）に関する一部の品目は、農業農村開発省が管轄することがある。その他、関税総局（財務省）で関税業務一般や物品税の免除・還付など、保健省が動植物・水産物の輸入に際しての検疫制度を担当している。

輸出入管理制度では品目は、輸出入禁止品目、輸出入管理品目、供給調整品目に区分され、具体的品目が指定されている。輸出入に関する制度は、国内及び世界経済や産業の状況に応じてしばしば変更されるため、常に最新法令を注視しておくことが肝心である。

(1) 輸入規制

① 輸入地域規制

現状、輸入元として地理的な制約を受ける特定の国・地域は存在しない。

② 輸入品目規制

輸入に関しては、輸入禁止品目として武器・弾薬・爆薬（工業用爆薬を除く）・軍事技術設備、花火、中古消費財10種、中古の情報通信関連製品など13品目が指定されている（図表16-1）。

輸入管理品目としては有害化学物質、鉱物、動植物・水産物の一部、出版物、一部の薬品などが、また、供給安定化を目的に政府が管理する品目として塩、卵、精製糖、葉巻原料の4品目が定められており（輸入クォータ管理品目）、規制の対象となっている。

輸入管理品目は、品目によって要求内容が異なる。これらの輸入にあたっては、輸入許可、自動輸入許可証、輸入クォータの輸入許可証や、規定の遵守などが求められる。

輸入規制の品目リストは2018年 Decree No. 69/2018/ND-CP に記載されており、その後品目ごとの随時改正や改定が行われている。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入管理品目のリスト

輸入禁止品目	
1	武器、弾薬、爆薬（工業用以外）、軍事技術設備
2	花火各種、走行速度測定器を妨害する設備など
3	中古消費財（衣類、家電、医療器具、室内装飾品、陶磁器、自転車など 10 種）
4	中古の IT 商品
5	国内で普及・流通が禁止されている出版物、郵便法にて規定される郵便切手、無線周波数法の基準を満たさない無線機器・設備
6	国内で普及・流通が禁止されている文化製品
7	右ハンドル車などの車輛
8	中古輸送機器
9	ロッテルダム条約の付録Ⅲにて定められている化学製品
10	ベトナムで使用が禁止されている植物保護物質
11	フロンガスを使用した鉄くず、廃棄物、冷蔵設備
12	角閃石類のアスベストを含む製品・原材料
13	化学兵器禁止条約や特定の規定で定められた毒性化学薬品

制限・要求内容の例	主な対象例
輸入許可証	救命索発射器、郵便切手、セキュリティーソフト製品、輸入前に検疫対象となっている動植物栽培種子など
自動輸入許可	商工省の定める自動輸入許可品目
輸入クオータの輸入許可証	輸入クオータ適用品目（塩、卵、砂糖、葉巻原料）
検査合格証	輸入品として初めて登録される獣医薬・飼料・及び関連品、ベトナムに生息していない農作物・植物栽培種子・昆虫、精子、胚子
流通登録	人の健康に直接影響を与える化粧品、殺虫剤、殺菌剤
法令や条件への適合	印刷物、印刷機、鉄くずなど
輸入代行業者の指定	紙幣印刷用紙、紙幣印刷用インク、造弊機など

（出所）Decree No. 69/2018/ND-CP、JETRO 資料などより作成

③ 中古機械・設備の輸入規制

中古機械・設備の輸入に関して、2016年7月1日より Circular No. 23/2015/TT-BKHCN が施行されている。中古機械・設備を輸入する際は、製造から 10 年を超えておらず、安全・省エネ・環境保護に関してベトナムの基準もしくは G7 の基準に適合していないと輸入ができず、批判が上がっていた。それが、中古機械の輸入に関する緩和策となる首相決定 18 号（18/2919/QD-TTg）が 2019 年 6 月 15 日より施行され、製紙や木材、機械エンジニアリングといった分野の機械の一部で年数上限が 15 年または 20 年に緩和されることとなった。また、中古機械・設備、中古生産ラインを輸入する際、それぞれに輸入基準を設けており、基準が満たされていることを指定の鑑定機関が発行した鑑定書などで証明する必要がある中で、首相決定 18 号に基づく日本発の指定鑑定機関として、日本海事検定協会が認定された。

④ 輸入許可証

輸入許可証は非自主規制輸入許可証の一種である。非自主規制輸入許可証は、輸入管理品目で輸入許可証が必要な品目において取得が義務付けられている。従来は、自主規制輸入許可証もあったが、現在、同制度は無期限に停止となっている。

⑤ 自由販売証明書

ベトナムでは自由販売証明書（Certificate of Free Sale : CFS）管理品目が定められており、対象となる品目を輸出入する場合は、CFS を取得し、管轄官庁に提出する必要がある。CFS は、輸出国において製品が一般市場で問題なく流通していることを証明する。日本では各地方の厚生局にて発行しており、管轄官庁は輸入品の CFS の管理に加え、輸出品の CFS の発行も行っている。

(2) 輸出規制

① 輸出地域規制

輸入の場合と同様に、現状、輸出において地理的な制約を受ける特定の国・地域は存在しない。

② 輸出品目規制

輸出に関しては、輸出禁止品目として骨董品、国内自然林を源泉とする丸太及び製材、希少水産用食品など7品目が、輸出管理品目として鉱物、農作物・植物栽培用の貴重種子及び稀少種子、出版物全般などが、それぞれ指定され、規制の対象となっている（図表 16-2）。

図表 16-2 輸出禁止品目と輸出制限品目の例

輸出禁止品目	
1	武器、弾薬、爆薬（工業用以外）、軍事技術設備
2	国内遺跡、骨董品、国内で普及・流通ができない文化製品
3	国内で普及・流通が禁止されている出版物、郵便法にて販売などが禁止されている郵便切手
4	国内の自然林でつくられた丸太、製材
5	貴重価値・稀少動植物、農産物・植物栽培用種子、国際組織との「レッドブック」に記載された貴重動物・稀少動植物など
6	国家機密保持に関わる情報機器
7	化学兵器禁止条約などにて規定された第一種有毒性化学品

制限・要求内容の例	主な対象例
輸出許可証	輸出クオータ適用対象品、国際条約による輸出管理品目、遺物・骨董品
自動輸出許可証	商工省の定める自動輸出許可品目
出所証明	映像・音声製品、文化製品、美術品などの著作物
法令や条件への適合	化学品・化学製品、印刷物

（出所） Decree No. 69/2018/ND-CP、JETRO 資料などより作成

③ 自由販売証明書

輸出に際して、自由販売証明書（CFS）が必要となる管理品目が定められている。同証明書を取得するには、CFS 取得申請書及び規格証明書の公証コピーと管轄官庁により必要書類が追加となる。CFS は取得後 2 年間有効である。

④ 輸出のための原産地証明書の発行

ベトナムでは近年国際協定や貿易協定などを多く締結している。それらの協定に基づき特定の国への輸出において関税減免措置を利用するために、特惠原産地証明書の発行が必要となる場合がある。原産地証明書の発給は、商工省、各地の商工局輸出入管理課、ベトナム商工会議所が行う。申請は、事業体の登録と、原産地証明書の発行申請からなる。書類に不備がなければ 3 営業日以内に発行される。

なお、特惠関税の適用を受ける場合でなく、輸入者から商取引上などに求められた場合に提出する非特惠原産地証明書は、国内法に従う。

2. 関税制度

外国から機械設備や部品・原材料などを輸入する場合には、輸出入関税法（Law No.107/2016/QH13）の規定に従って輸入関税が課税される。従価税による関税を適用し、輸入関税率は、全般的な傾向として、消費財、特に贅沢品については高く、投資財や原材料、特にベトナムで生産されない物については低く、場合によっては免税にもなる。標準関税率、優遇関税率、特別優遇関税率の 3 種類があり、優遇関税率や特別優遇関税率が適用されない場合は、標準関税率となる。標準関税率は、優遇税率の 150% に設定されている。優遇関税率は、ベトナムと最恵国待遇の関係を有する通商国（MFN）から輸入する場合に適用される。特別優遇税率は、自由貿易協定や共通関税制度など特別優遇貿易協定を締結している通商国からの輸入に適用される。

ベトナムは、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加に伴い、共通実効特惠関税（CEPT）プログラムに基づき対象品目の税率を 5% 以下に引き下げ、2015 年には ASEAN 域内からの輸入関税を撤廃している。2018 年には、永久適用外品目、臨時適用外品目及び留保品目を除き、完成自動車を含む関税撤廃が完成している。ASEAN では、域外の国との間の経済連携として、AJCEP（日本）、AKFTA（韓国）、ACFTA（中国）、AIFTA（インド）、AANZFTA（オーストラリア・ニュージーランド）、などを締結している。また、二国間では、日本と投資協定及び経済連携協定（JVEPA）、チリ（VCFTA）、韓国（VKFTA）、英国（UKVFTA）と自由貿易協定、米国やその他の国と通商協定を締結している。多国間では、ベトナムとユーラシア経済連合との自由貿易協定（VN-EAEU FTA）、EU との自由貿易協定（EVFTA）、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（CPTPP）、そして東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が発効済みである。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税のほかに付加価値税（税率 0%、5%、10%）が課されるほか、一部については特別消費税も課される。付加価値税は、輸入価格・関税・特別消費税の合計に対して課される。特別消費税は、輸入価格と輸入関税に対して課される。ただし、法人の新規設立時に機械などを輸入する場合、投資ライセンスに記載の事業内容において固定資産として使用する機械には税率が優遇される。

減価償却後は譲渡が可能であるが、途中で譲渡することになった場合は追徴課税となり、使用期間を控除した金額に対し関税が適用される。また、輸出加工区内は外国と見なされ輸入関税や輸入時の付加価値税は課税されない。以前は外資企業への輸入関税免税措置があったが、2006年に廃止されている。

輸出関税（0～40%）が課される品目は、米、鉱産品、林産品、水産品などの天然資源のほか、スクラップなどの一部の物品に限られている。課税対象価額は、積み地における販売価格（FOB価格）とされている（保険料及び運賃は除く）。

輸出入関税については、「第9章 主要投資インセンティブ」、「12章 税制」も併せて参照のこと。

3. 通関手続

(1) 輸入通関手続

輸入の許可申請や通関の流れは、輸入申告、書類審査、関税納付、現物検査、搬出の順に行われている。電子通関システムのVNACCSにて輸入申告を行い、グリーン（審査・検査免除）、イエロー（書類審査）、レッド（税関検査）の判定に応じて手続を進める。イエローの場合は、書類審査を経て検査の有無が確定する。必要となる書類は、輸入申告書、インボイス、パッキングリスト、売買契約書もしくは発注書、船荷証券（B/L）であり、そのほかに輸入許可証、検査免除通知もしくは専門機関による検査結果、自由販売証明書（CFS）、原産地証明書など必要に応じて提出する必要がある。なお、輸出加工企業（EPE）の場合は、製品を加工して輸出する際に輸入・輸出数量の確認が必要になるため、原料・部材リストも提出する。関税納付は、オンラインでの支払いが可能である。

税関からの搬出許可が出た後、輸入品を引き取ることができる。現物検査が完了していなくても搬出はできるが、サンプル検査の結果が出ていない場合は、販売などができない。

(2) 輸出通関手続

輸出の許可申請や通関の流れは輸入の流れとほぼ同じで、輸入申告、書類審査、現物検査、船積みの順に行われている。必要となる書類は、輸出申告書、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）であり、そのほか輸出ライセンスや原産地証明などは必要に応じて提出する。なお、植物、食品、医薬品・化粧品、水産物、化学品、文化作品は、輸出時に検査が必要となる（図表 16-3）。

図表 16-3 電子申告による申告対象

輸入電子通関申告書
輸出電子通関申告書
インボイスリスト
免税登録情報
輸送申告情報
通関後の追加申告
物品保管申告
商品出荷申告
検査場持込申告

(出所) Circular No. 38/2015/TT-BTC、JETRO 資料などより作成

4. 為替相場

ベトナムの外国為替相場は、管理フロート制が採用されている。為替の売却・交換に関する規制は 1999 年以降緩和されており、外資系企業の経常支払いについても、2001 年 1 月からベトナムドンからドルに為替を交換する権利が付与されている。

1999 年の管理フロート制導入時の為替相場制度は、ベトナム国家銀行 (SBV) が前日のインターバンク市場取引の平均相場を基準相場として公表し、その上下 0.1% の範囲内で変動を容認するというものであった。変動許容幅は、2002 年 7 月 1 日に±0.25% として以降、段階的に拡大され、2009 年 3 月 24 日には±5.0% とされた。ベトナムドンは、対外不均衡の拡大、財政収支の悪化、インフレ圧力の高進などから、たびたび売り圧力にさらされ、2009 年 11 月～2014 年 6 月までに 6 回の基準相場の調整という事実上の切り下げを余儀なくされた。この間、変動許容幅は±1.0% に段階的に縮小された。2015 年には、1 月に次いで 5 月に基準相場の調整 (切り下げ) と変動許容幅の拡大に追い込まれたのに続いて、8 月にも中国の人民元切り下げを契機に同年 3 度目となる通貨調整 (切り下げと変動許容幅の±3% への拡大) を行った。

2015 年 12 月 31 日付の Decision No. 2730/QD-NHNN により、2016 年 1 月 4 日以降、基準相場は、前日のインターバンク市場取引の為替相場、貿易・資本取引の主要相手国の為替相場、国内マクロ経済動向の三つの要素を加味して算出されることになり、変動許容幅は±3% とされた。このような変更は、市場実勢をより反映した為替相場を実現することで、ドラスティックな通貨調整を回避しようとするものである。

2022 年に入ってから急激なドル高ドン安傾向となっており、2022 年 12 月末の対ドル為替レート (終値) は 1 ドル=約 23,610 ベトナムドンに達している。一方で、円に対しては円安ドン高傾向にあり、2022 年 12 月末の対ドル為替レート (終値) は 1 円=約 177 ベトナムドンである。

図表 16-4 外国為替レートの推移（上段：VND/USD、下段：VND/JPY）



（出所）CEIC、Vietcombank より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

ベトナムでは、外国為替管理に関する規則（Ordinance No.06/2013/UBTVQH）が2013年3月に制定され、2014年1月より発効している。当該規則では、商業活動をドンで実施するよう、定められた。また、同規則の施行細則（Decree No.70/2014/ND-CP）において、外貨建て商品やサービスの輸出入に関する支払や振替は、ベトナム国家銀行（SBV）の認可金融機関での電信送金にて行うことが求められている。

貿易取引では、信用状、為替手形、振込指示書などでの決済が可能である。一覧払信用状（At sight L/C）及び180日までの信用状が一般的である。

資本取引においては、ベトナム国内で営業を許可された金融機関に開設した特定の口座を通じて行う必要がある。期間が 1 年を超える外国ローンは、ベトナム中央銀行に登録しなくてはならない。

外貨の持込み、持出しは、通貨、金額に関わらず自由であるが、入出国の際に所持する金額が現地通貨（ドン）で 1,500 万ドン、外国通貨（現金）で 5,000 米ドル相当を超える場合は、税関でその金額を申告する必要がある。

なお、2014 年より国内における取引、支払、広告、見積、価格設定などで外国通貨による表示が禁止されている（Circular No. 32/2013/TT-NHNN）。また、外貨収入のない企業は外貨建て借入ができず、用途も制限される。ただし、輸出加工企業（EPE）や、外国投資における外貨出資、外国人労働者への給与支払いなどにおいては、外貨の使用が認められている。